

(参考)

「秋田県日本語教育環境整備推進のための年次計画」

令和 7 年 3 月

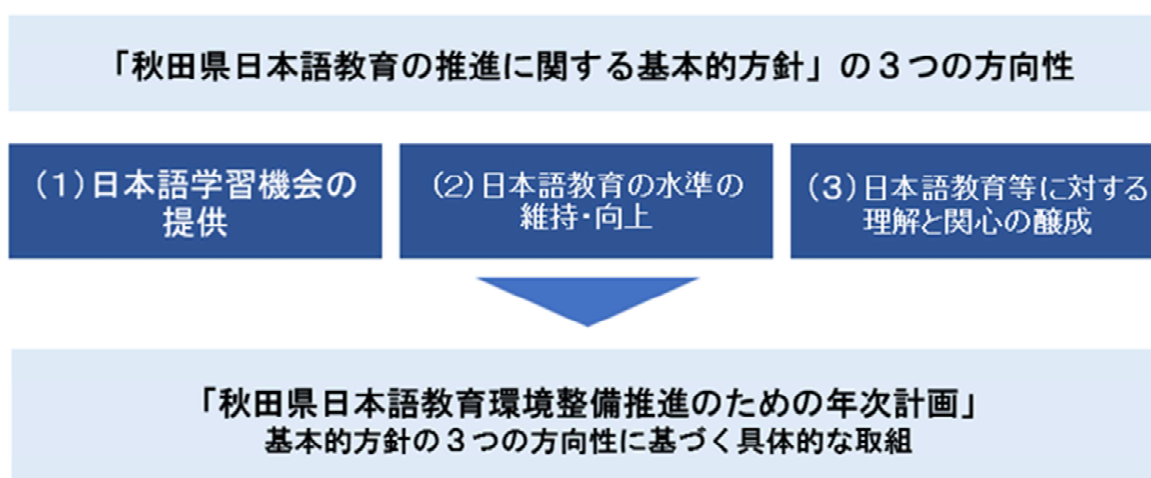
秋 田 県

1 年次計画の趣旨

この年次計画は、秋田県の日本語教育環境整備推進の指針である「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針（令和6年3月策定）」に掲げる考え方や方向性を踏まえ、各分野（生活・労働・教育）ごとに取組を確実に進めるために策定するものです。

各分野の進捗や、秋田県地域日本語教育推進会議の意見を踏まえて、改訂していきます。

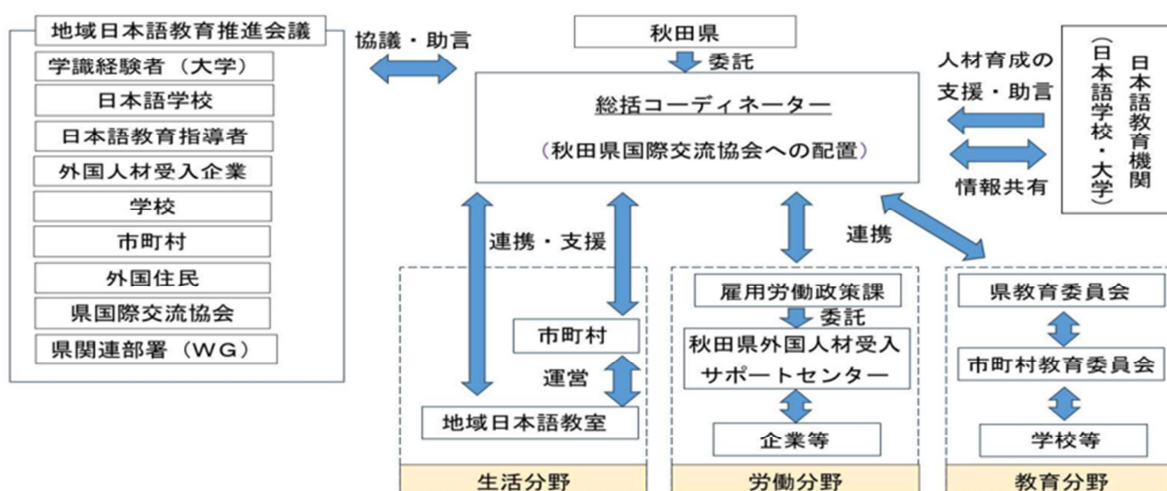
2 位置付け



3 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

4 地域日本語教育推進体制



5 各分野の年次計画について

(生活分野)

基本の方針との対応：

施策の方向性（１）日本語学習機会の提供

－「生活者に対する学習機会の提供」

【課題】

市町村別の外国人住民数を見ると、広い県土に少人数が分散して住んでおり、居住地や仕事、育児等の事情により、日本語教室に通えない外国人住民等の学習機会の確保が求められている。

【目標】

- 日本語教室空白地域をはじめとした日本語教育環境が十分でない地域における学習機会が確保されるよう、新規開設や広域（複数自治体）での日本語教室の運営などの取組を支援する。
- 仕事や子育てなどの事情により地域日本語教室に通うことができない外国人住民等向けに、オンライン教室の開設、オンライン教材の開発など、学習しやすい環境づくりを進める。
- 市町村等が地域日本語教育の推進に自発的に取り組み、担当者や関係機関、日本語教育人材のネットワーク化が図られるよう、情報共有の場を設ける。

【主たる取組】

- 「地域の実状を把握するための巡回・調査」（年次計画表（１）①（ア））
（令和７年度～令和１０年度）

日本語教室が開催されていない空白地域の市町村などの、個別事情を深掘りし、必要な支援は何かを具体的に検討するため、総括コーディネーターによる巡回・調査を行う。

- 「オンライン教室の開設」（年次計画表（１）①（ウ））
（令和７年度～令和１０年度）

地域日本語教室の開催日時が合わない、居住地が遠く通えない、日本語

が全く分からないため、教室での受け入れが難しい等の理由により日本語教室に通うことができない住民を対象に、生活に必要な最低限の日本語を学ぶことができる県主催オンライン教室を開設する。

○「オンライン教材の開発」(年次計画表(1)①(エ))

(令和7年度～令和10年度)

秋田県在住の日本語学習者が地域の文化や習慣、生活に必要な情報等を理解できるよう、秋田県での生活場面を想定したオンライン補助教材を開発し、県主催オンライン教室で使用するとともに、県内の日本語学習支援者等が自由に活用できるようにする。

○「地域日本語教育推進ネットワーク会議の開催」

(年次計画表(1)①(オ))

(令和7年度～令和10年度)

市町村等による地域日本語教育への自発的な取組を推進するとともに、担当者や関係機関、日本語教育人材のネットワーク化を図るため、課題や事例、情報の共有等を行う会議を開催する。

開催回数：年2回(7、12月を予定)

施策の方向性(1)日本語学習機会の提供

－「学習ニーズ把握及び日本語教育に関する情報発信」

【課題】

日本語教室は、日本語指導だけでなく、「居場所」としての役割を果たしているが、受講者の学習ニーズは時代とともに変化しており、適切な学習支援を行うためにはニーズの把握が不可欠である。

また、外国人住民等に、日本語教育に関する情報が適切に届いていない可能性がある。

【目標】

○ 日本語教育に係る各機関と連携した実態調査やアンケートの実施などにより、外国人住民等の日本語能力や抱える課題、必要な支援等を把握する。

○ 日本語学習を希望する外国人住民等が、適切な学習環境にアクセスで

きるよう、住民登録等の機会を活用した直接的な情報提供やウェブサイト等における情報発信の強化を図る。

【主たる取組】

○「地域日本語教室を対象とした実態調査等の実施」

（年次計画表（１）②（ア））

（令和７年度～令和１０年度）

県内の地域日本語教育の実態とニーズを把握するとともに、総括コーディネーターの配置について周知を図るため、地域日本語教室を対象としたアンケート調査や総括コーディネーターによる巡回を行う。

○「日本語学習に関する情報の発信」（年次計画表（１）②（イ））

（令和７年度～令和１０年度）

県内における日本語教育の円滑な実施を目的に、在住外国人等に日本語学習支援に関する情報を効率的に周知するため、専用ウェブサイトを制作し、情報及びリソースを集約化するとともに、当該ウェブサイトに誘導するリーフレットを作成し住民登録窓口等において配布する。

施策の方向性（２）日本語教育の水準の維持・向上

－「教育人材の確保」

【課題】

- 地域日本語教室の日本語教師や学習支援者は、生活者等の日本語教育において大きな役割を担っているが、高齢化などの理由により新たな人材の確保などが急務となっている。
- 日本語教育人材には学習者のレベルや多様なニーズに対応できる知識や技能などが求められるが、教育人材の多くがボランティア中心であり、学習支援に必要な知識、技能の向上を図るための研修機会の提供や活動環境整備への支援等が必要となっている。

【目標】

- 人材バンクの整備やマッチングシステムの開発に取り組むとともに、新たな体系による養成研修を実施しながら、学習者のニーズに対応できる地域日本語教育人材を養成し、その活躍を促進する。

【主たる取組】

○「日本語学習支援者の養成」(年次計画表(2)①(ア))

(令和7年度～令和10年度)

- ・日本語学習支援者の確保・養成に向けて、人材バンクの運用と合わせた体系的な研修制度の在り方について検討し、新たな体系による養成研修を開始する。
- ・日本語教育を地域に普及させるため、日本語学習支援者が必要な知識・技能・専門性を養うことのできる講座を、各エリアを巡回して実施する。

○「日本語教育人材バンク(あきた日本語サポーター)の運用」

(年次計画表(2)①(カ))

(令和7年度～令和10年度)

日本語教育人材の活躍・活用を促進するため、資格や支援経験、研修受講歴等に基づくランク付けを基準に人材登録を行い、登録状況を公開して見える化するとともに、日本語教室、企業、外国人等の依頼に応じてマッチングできるよう、日本語学習支援者の体系的な研修制度と組み合わせた人材バンクを運用する。

施策の方向性(2) 日本語教育の水準の維持・向上

－「相談・支援体制の確保」

【課題】

日本語教育人材には学習者のレベルや多様なニーズに対応できる知識や技能などが求められるが、教育人材の多くがボランティア中心であり、学習支援上の悩みや教室の運営にあたっての課題、スキルアップの方法等について、いつでも専門家に相談できる体制が求められている。

【目標】

- 日本語教育の専門知識を有する人材を配置し、県内日本語教育の環境整備を推進するため、生活・教育・労働の各分野との連絡調整をしながら連携を進めていく。
- 関係機関がそれぞれの分野で主体的に課題解決に向けて取り組むような意識喚起を図る。

【主たる取組】

○「総括コーディネーターの配置」(年次計画表(2)②(ア))

(令和7年度～令和10年度)

関係機関の連携・調整を進め「生活分野」における事業の企画・運営を担うため、日本語教育に関する高い専門性、地域における日本語教育の活動歴等を有する人材を総括コーディネーターとして配置する。

○「地域日本語教育エリアコーディネーターの配置に向けた取組」

(年次計画表(2)②(イ))

(令和7年度～令和10年度)

令和7年度は、総括コーディネーターと連携しながら県内で展開される各日本語教育プログラムに対する支援・助言・相談対応等を行うことのできる人材(地域日本語教育エリアコーディネーター)の配置について検討するとともに、国が開催する地域日本語教育コーディネーター養成研修の受講等を支援する。

施策の方向性(3) 日本語教育等に関する理解と関心の醸成

－「日本語教育に関係する各主体の意識向上」

【課題】

- 各主体の当事者意識が欠如し、日本語教育は地域の日本語教室任せになっている。
- 企業、学校、地域など受入側の日本語教育に関する理解が必要であるが、外国人住民等の文化や考え方を学び、尊重しようとする意欲が不足している。

【目標】

- 日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解を促進するための研修会やセミナーを開催し、日本語教育に携わる関係機関の意識向上を図る。
- 「あきた多文化共生フォーラム(仮)」の開催等により、関係者・一般県民に、多文化共生理念の啓発や日本語教育への理解を促進する。

【主たる取組】

- 「あきた多文化共生フォーラム（仮）」の開催（年次計画表（３）①（ア））
（令和７年度～令和１０年度）

本県の日本語教育への取組をはじめ、多文化共生理念の啓発や日本語教育への理解を促進するためのフォーラムを開催し、パネルディスカッションを行うとともに、県内外の先進的な取組について関係者・一般県民に周知する。

施策の方向性（３）日本語教育等に関する理解と関心の醸成**－「県民向け多文化共生理念の普及・啓発」****【課題】**

- 本県の在住外国人数が少ないこともあり、日本語教育に対する県民の意識が低い。

【目標】

- 県民を対象とする国際理解講座や国際交流イベントなど、外国人住民等と交流する機会を創出する。
- 県民向けに「やさしい日本語」研修を行うなど、普及・啓発を図る。

【主たる取組】

- 「やさしい日本語の普及・啓発」（年次計画表（３）②（カ））
（令和７年度～令和１０年度）

- ・日本語教育に対する理解を促進するとともに、日本語学習支援の質の向上を図るため、自治体、日本語学習支援者、一般県民、企業等を対象に「やさしい日本語」を学ぶ研修会または講師の派遣を行う。
- ・ウェブサイト等の広報媒体やイベント・会議・地域防災訓練等の場を活用し、「やさしい日本語」の周知を図る。

「生活分野」における年次計画表(令和7年度～令和10年度)



:総括コーディネーターがメインとなって進める業務(抽出)

主な対象:①市町村②地域日本語教室・日本語学習支援者等③企業・団体④学校関係者⑤在住外国人⑥県民

(1)日本語学習機会の提供							
① 生活者に対する学習機会の提供	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(ア)地域の実状を把握するための巡回・調査	・日本語教室が開催されていない空白地域の市町村などの個別事情を深掘りし、必要な支援は何かを具体的に検討するため、総括コーディネーターによる巡回・調査を行う。	①③	◆空白地域へのヒアリング・調査 →	◆市町村への実態調査	(必要に応じて)◆実態調査	→
	(イ)市町村の積極的な取組の推進	・市町村による、日本語教室の立ち上げ・増設等、積極的な取組を総括コーディネーターが支援する。 ・総括コーディネーターが中心となり、市町村による日本語教室の立ち上げ・増設等の積極的な取組と自走化を支援するほか、複数自治体による教室運営など連携した取組についてもサポートする。	①		◆モデル地域日本語教室の準備・開設・フォローアップ ◆〈ニーズに応じて〉広域連携に向けた協議会の設置等 →		→
	(ウ)オンライン教室の開設	・日本語教室に通うことができない外国人住民等を対象に、生活に必要な最低限の日本語を学ぶ県主催オンライン講座を実施する。	⑤	◆カリキュラム等の検討 →	◆オンライン講座開始		→
	(エ)オンライン教材の開発	・秋田県での生活場面を想定したオンライン補助教材を開発し、県主催オンライン教室で使用するるとともに、県内の日本語学習支援者等が自由に活用できるようにする。	②	◆オンライン教材の検討 →	◆オンライン教材の活用及び周知開始		→
	(オ)地域日本語教育推進ネットワーク会議の開催	・市町村担当課や関係機関が、地域日本語教育の推進に自発的に取り組んでいくため、意見交換を実施する。	①②③④	→	→	→	→
② 学習ニーズ把握及び日本語教育に関する情報発信	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(ア)地域日本語教室を対象とした実態調査等の実施	・県内の地域日本語教育の実態とニーズを把握するため、地域日本語教室を対象とした調査や総括コーディネーターによる巡回を行う。	②	→	→	→	→
	(イ)日本語学習に関する情報の発信	・県内の日本語教育に関する情報をウェブサイトを集約するとともに、リーフレットを作成し、住民登録窓口等において周知する。 ・日本語学習者の声(日本語学習のメリット等)をウェブサイトやSNSで発信する。 ・学習意欲を喚起する仕組みについて検討する。 ・日本語学習支援に関わる方や企業、外国人と交流したい方(学生等)も必要な情報を得られるようにする。	①②③④ ⑤⑥	◆ウェブサイトの内容の検討 ◆ “ ” 新規構築 →	◆ウェブサイトの公開		→
	(ウ)外国人住民等からの日本語学習に関する相談への対応	・相談者のニーズや日本語レベルを把握したうえで、総括コーディネーターが地域日本語教室への紹介や自律学習における助言を行う。	①②③④ ⑤⑥		◆上記の情報発信と合わせて開始 →		→
(2)日本語教育の水準の維持・向上							
①教育人材の確保	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(ア)日本語学習支援者の養成	(日本語学習初任支援者) ・「日本語学習初任支援者」として不可欠な知識・技能を養うことのできる基礎講座を各エリア巡回式により実施する。 (日本語学習アドバンス支援者) ・日本語教育に関する体系的な知識・技能と、初任支援者等への助言・フォローを行う能力を養うことのできる専門講座を実施する。	①②③④	◆体系的な研修制度の検討を新たに実施 →	◆新体系による養成研修の開始		→
	(イ)OJTによる実践の場の提供	・オンラインをメインとした日本語学習支援に係る実践スキルの習得と向上を支援するため、県が実施するオンライン講座に日本語学習支援者養成講座の修了生や地域日本語教室の支援者等を研修生として受け入れ、専門家による授業の見学や学習支援を体験してもらう。	②		◆オンライン教室におけるOJTの実施方法の検討	◆オンライン教室におけるOJTの開始	→
	(ウ)日本語教室コーディネーターの育成	・地域日本語教室の運営をコーディネート・主導する役割を担う「日本語教室コーディネーター」を育成するため、教室運営の中心となっている(なりうる)日本語学習支援者や市町村担当職員を対象にした研修を実施する。	①②		◆日本語教室コーディネーター研修の実施 →		→



:総括コーディネーターがメインとなって進める業務(抽出)

主な対象:①市町村②地域日本語教室・日本語学習支援者等③企業・団体④学校関係者⑤在住外国人⑥県民

(2)日本語教育の水準の維持・向上							
①教育人材の確保	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(エ)地域日本語教室を対象としたアウトリーチ型研修等の支援	・地域日本語教室の課題・悩みの解決や指導者・支援者のスキルアップを支援するため、講師を派遣して、ニーズに応じた出張型の研修を実施する。	②	◆地域日本語教室のニーズ調査 ◆研修メニュー等の検討	◆出張型研修の開始 →		
	(オ)日本語教育人材のスキルアップの支援	・日本語学習支援者養成講座の修了者等を対象に、最新事情などを踏まえたスキルアップ研修を年1回程度実施するほか、外部研修の情報提供を行い、自己研修型日本語学習支援者の養成を目指す。	②	◆外部研修の情報提供開始 →	◆スキルアップ講座の開始		
	(カ)日本語教育人材バンク(あきた日本語サポーター)の運用	・日本語教育人材の活躍・活用を促進するため、資格や支援経験、研修受講歴等に基づくランク付けを基準に人材登録を行い、登録状況を公開して見える化するとともに、日本語教室、企業、外国人等の依頼に応じてマッチングを行う。	②③④⑤	◆研修と組み合わせたランクの検討 (◆従来の方法によるマッチング) →	◆既存サポーターの情報の更新	◆システム及びランクによるマッチングの開始 ◆新人材バンク制度の周知	
	(キ)マッチングシステムの開発	・あきた日本語サポーターの情報の更新・管理及びマッチング作業の省力化・効率化を図るため、マッチングシステムを開発・運用する。	②		◆マッチングシステムの検討 →	◆システムの運用開始	
	(ク)学生ボランティア等の育成支援	・若年層に多文化共生意識の普及を図るとともに、未来の地域日本語教育人材を確保するため、高校生や大学生などの教室活動ボランティアを育成する取組を支援する。	②⑥		◆市町村・日本語教室のヒヤリング ◆モデル市町村の取組の支援 →		
	(ケ)母語支援者の確保・育成	・日本語ゼロ初級者の受入れや地域コミュニティの形成を支援するため、日本語教室の学習者OB・OGなど、日本語が堪能で日本語以外の言語もできる人材を母語支援者として人材バンク(前掲)に登録し、日本語教室や企業等の依頼に応じてマッチングを行う。	②③⑤		◆登録人材の募集 →	◆システムによるマッチングの開始	
②相談・支援体制の確保	アクションプラン						
	取組	内容	主な対象	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
	(ア)総括コーディネーターの配置	・総括コーディネーターを配置し、日本語教育に関係する各主体と連携しながら、地域日本語教育に関する事業の企画・運営や、県内で展開される各日本語教育プログラムに対する支援・助言・相談対応等を行う。	①②③④	→			
	(イ)地域日本語教育エリアコーディネーターの配置に向けた取組	・総括コーディネーターと連携しながら県内で展開される各日本語教育プログラムに対する支援・助言・相談対応等を行うことのできる人材の配置の必要性について検討するとともに、国が開催する地域日本語教育コーディネーター養成研修の受講を支援する。	②③	→			
(3)日本語教育等に関する理解と関心の醸成	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(ア)あきた多文化共生フォーラム(仮)の開催	・多文化共生理念の啓発や日本語教育への理解を促進するためのフォーラムを開催し、パネルディスカッションや県内外の取組の紹介等を行う。	①②③④⑤⑥	→			
	(イ)【再掲】日本語学習に関する情報の発信	・県内の日本語教育に関する情報をウェブサイトを集約化するとともに、リーフレットを作成し、住民登録窓口等において周知する。 ・日本語学習者の声(日本語学習のメリット等)をウェブサイトやSNSで発信する。 ・学習意欲を喚起する仕組みについて検討する。 ・日本語学習支援に関わる方や企業、外国人と交流したい方(学生等)も必要な情報を得られるようにする。	①②③④⑤⑥	◆ウェブサイトの内容の検討 ◆ " 新規構築 →	◆ウェブサイトの公開		
②県民向け多文化共生理念の普及・啓発	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(ア)広報媒体による多文化共生理念の発信	・県民、企業、子どもなど広い層において多文化共生意識の浸透を図るため、ウェブサイトやSNS、チラシ等を活用して広報啓発を行う。	③④⑥	→			
	(イ)AIAコミュニティーサポーターの紹介(既存)	・外国の文化などを日本語で紹介できる人材を登録し、要請に応じて講師として派遣するとともに、派遣事例を発信する。	①②③④⑤⑥	→			
	(ウ)外国人住民をターゲットとした市町村等によるイベントの情報発信(既存)	・市町村等が実施する外国人住民等をターゲットとしたイベント等の情報をHPやFacebook等で周知する。	①⑤	→			



:総括コーディネーターがメインとなって進める業務(抽出)

主な対象:①市町村②地域日本語教室・日本語学習支援者等③企業・団体④学校関係者⑤在住外国人⑥県民

②県民向け多文化共生理念の普及・啓発	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	主な対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(エ)民間団体による交流イベント等の実施への支援(既存)	・民間団体が実施する多文化共生を推進する活動に対し助成金を交付する。	③				
	(オ)国際理解講座やインターナショナルデイ等の開催(既存)	・外国人県民と気軽に異文化交流できるよう、国際理解講座や、あきた国際フェスティバル、インターナショナルデイを開催する。	⑤⑥				
	(カ)「やさしい日本語」の普及・啓発	・県民、市町村、企業等を対象に「やさしい日本語」を学ぶ研修会または講師の派遣を行う。 ・ウェブサイト等の広報媒体やイベント・会議・地域防災訓練等の場を活用し、「やさしい日本語」の周知を図る。	①②③⑥				
	(キ)【再掲】学生ボランティア等の育成支援	・若年層に多文化共生意識の普及を図るとともに、未来の地域日本語教育人材を確保するため、高校生や大学生などの教室活動ボランティアを育成する取組を支援する。	②⑥		◆市町村・日本語教室のヒアリング ◆モデル市町村の取組の支援		

(労働分野)

基本の方針との対応：

施策の方向性（１）日本語学習機会の提供

【課題】

人口減少、少子化が進む中、県内の外国人労働者数が過去最高を更新し続けており、労働者としてのスキルアップはもとより、定着・共生の観点からも、今後も増加が見込まれる受入事業者・外国人労働者に対する支援として、日本語学習に係る環境整備を進める必要がある。

【目標】

- 「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」の出席率向上
- 外国人材との共生に係る取組を実践する市町村数の増加
- 「秋田県外国人材受入サポートセンター」が実施するセミナー及び出前講座への合計出席者数（延べ）の増加

【主たる取組】

取組①「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」の開催

（令和７年度～令和１０年度）

雇用労働政策課が事務局となり、県内 25 市町村及び 17 の関係機関で構成する「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」を定期的に行い、外国人材の受入れ・共生に係る課題に関する認識の共有のほか、先進的な取組の情報共有を通じ、日本語学習環境も含めた受入れ環境の整備を促進する。

- ・開催予定：年２回（５月、１１月頃）

【主たる取組】

取組② 外国人労働者の日本語学習環境の整備

(令和 7 年度～令和 10 年度)

取組①を通じた環境整備と併せて、「外国人材受入サポートセンター」と地域の日本語教育関係者との日本語学習に関する企業への助言・情報提供に関する協力関係を構築することにより、事業者支援の充実を図る。

取組③「秋田県外国人材受入サポートセンター」による事業者支援

(令和 7 年度～令和 10 年度)

令和 6 年度に開設したサポートセンターによる事業者への支援を引き続き行っていく。企業からの相談内容に応じた伴走支援を基軸としながら、外国人材の受入れ・共生に係る先駆的な取組の紹介など実践的内容によるセミナーを通じて意識改革を図るとともに、関係団体等の依頼による出前講座により基本的知識を広め、県内事業者の理解を促進することにより受入環境の整備につなげていく。

- ・センター所在地：秋田県教育会館 2 階（秋田市山王四丁目 4－14）
- ・業務時間：平日の 10 時～17 時

「労働分野」における年次計画表（令和7年度～令和10年度）

日本語学習機会の提供　－　労働者に対する学習機会の提供							
(1)行政、事業者、監理団体、商工団体等の連携の推進							
●秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	実施主体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	連絡協議会開催を通じた日本語教育に関する情報共有と課題の抽出	・連絡協議会において、日本語教育について触れ、意見交換等を通じ効果的な事例の情報共有や課題の深掘りを行う。	県	◆連絡協議会を年二回程度開催 ◆先進的な取組については、実施団体から事例発表	◆関係団体と連携したサポート体制の構築		
	連絡協議会研修会の開催	・先進事例のノウハウを共有しながら、各市町村や団体の取組に反映させ、日本語教育環境の整備を促進する。	県	◆連絡協議会に併せて実施	◆関係団体と連携したサポート体制の構築		
(2)外国人労働者の日本語学習環境の整備							
●外国人労働者の日本語学習環境の整備	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	実施主体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(再掲) 連絡協議会研修会の開催	・先進事例のノウハウを共有しながら、各市町村や団体の取組に反映させ、日本語教育環境の整備を促進する	県	◆地域における日本語教育機会の提供に向けた県、市町村、日本語教育機関の協力体制の構築			
	秋田県外国人材受入サポートセンターと日本語教育機関との協力体制の構築	・秋田県外国人材受入サポートセンターにおいて、日本語教育関係者との協力体制の構築を図る。 ・サポートセンターの相談対応を通して、事業者へ情報提供を行う。	県 (委託)	◆サポートセンターと日本語教育機関との協力体制の構築 ◆相談業務を通じた事業者への情報提供			
●秋田県外国人材受入サポートセンターによる事業者支援	地域の日本語教室の情報提供	・連絡協議会において、日本語教室や教材に関して情報共有を行う。	県				
(3)事業者等の理解促進							
●秋田県外国人材受入サポートセンターによる事業者支援	具体的な取組内容・年次計画						
	取組	内容	実施主体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	事業所向けセミナーの開催	・令和6年度に行ったセミナーの内容からより実践的な内容としながら、共生・定着の観点から、日本語教育体制の重要性を説明するとともに効果的な事例等を情報共有し、環境整備を促進する。	県 (委託)	◆年数回のセミナー開催			
	業界・商工団体向け出前講座の開催	・業界ごとの外国人材活用の特性を踏まえながら、講座において日本語教育環境の重要性を説明するとともに、先進事例のノウハウの浸透を図る。	県 (委託)				
●秋田県外国人材受入サポートセンターによる事業者支援	秋田県外国人材受入サポートセンターの相談対応を通じた事業者への情報提供	・サポートセンターの相談対応を通して、支援策に係る情報提供を行いながら、事業者等の取組を支援するとともに、地域の日本語教育関係者との関係構築を図る。	県 (委託)	◆サポートセンターと日本語教育機関との協力体制の構築 ◆相談業務を通じた事業者への情報提供			

(教育分野)

基本方針との対応：

施策の方向性（１）：日本語学習機会の提供

－「外国籍等の子どもに対する学習機会の提供」

【課題】

本県における日本語指導が必要な児童生徒は、他県に比べて多いとは言えない。しかし、少人数が散在しており、日本語指導への対応は、地域や学校によって差がある。また、就学前教育・保育施設においても、日本語指導が必要な子どもの受入れや対応が、施設に一任されているケースが多く見られる。

【目標】

- 他県の先行事例や県内の受入れ実施の多い学校等のノウハウを活用し、外国籍等の子どもの受入れや保護者の支援などに関するマニュアルの作成など、学校等における対応の充実を図る。
- 各就学前教育・保育施設や管轄の教育委員会、日本語教育人材等が連携し、外国籍等の子ども受入れについて定期的な実態把握に努め、日本語学習機会の充実、就学・進学への支援、受入れ体制の整備を図る。
- 校内や施設内における研修の機会等を通して、教職員の多文化共生社会の実現に向けた理解を促進し、日本語教育に携わる関係機関との連携への意識向上を図る。

【主たる取組】

取組①「外国につながる児童生徒等への教育の基本方針の策定等」

（令和７年度～８年度）

- ・ 基本方針の策定に向けて協議会を設置し、内容の検討を行う。
- ・ 基本方針は、令和７年度末もしくは令和８年度初頭に公表する。
- ・ 外国につながる児童生徒等の受入れや指導に関するマニュアル等を検討する。

取組②「教育委員会、学校等、支援員、日本語教育人材との連携による体制整備等」

- ・ 外国につながる児童生徒等の在籍状況及びニーズの調査を行う。
- ・ 基本方針（案）の作成に向けた市町村等との協議、助言・指導等を行う。
- ・ 調査結果の分析、取組内容の改善を行う。

取組③「日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解促進」

(令和7年度～令和8年度)

- ・令和6年度の取組や調査の結果を踏まえ、令和7年度は研修内容の検討や講師の選定等を行う。
- ・令和8年度、関係機関と連携して研修を実施する。

「教育分野」における年次計画表（令和7年度～令和10年度）

今後必要な取組	課名	令和7年度取組	令和8年度取組	令和9年度取組	令和10年度取組
外国につながる児童生徒等への教育の基本方針の策定等	幼保推進課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	・協議会の設置 ・基本方針の策定 (令和7年度末もしくは令和8年度初頭公表)	・外国につながる児童生徒等の受入れや指導に関するマニュアル等の検討	・検討結果に基づく取組の実施	
教育委員会、学校等、支援員、日本語教育人材との連携による体制整備等	幼保推進課	・外国につながる児童生徒等の在籍状況及びニーズの把握 ・基本方針（案）の作成に向けた市町村との協議、助言・指導等	・基本方針を踏まえた市町村の取組促進に向けた支援等の実施		
	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	・調査による、帰国・外国人児童生徒の在籍状況及びニーズの把握 ・調査結果の分析、取組内容の改善			
日本語教育の必要性や多文化共生に対する理解促進	幼保推進課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	・通知等による国・県の方針の周知 ・関係機関と連携した「日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解の促進に資する研修」の企画（R6年度の取組を踏まえた研修内容の検討、講師の選定等）	・関係機関と連携した「日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解の促進に資する研修」の実施		